

# エフィズムピッコロ (f-ism piccolo) 会員規約

## 第1条 (本規約の適用)

この規約 (以下「本規約」といいます) は、株式会社G zブレイン (以下「G zブレイン」といいます) が提供する本規約第4条記載のサービスを、同条に定める会員が利用する場合の一切に適用されるものとします。

## 第2条 (定 義)

本規約において使用する次の用語は、以下の内容を有するものとします。

- ① 「本件サービス」とは、G zブレインが会員に対して提供する本規約第4条記載のサービスをいうものとします。
- ② 「会員」とは、G zブレイン所定の入会手続きに従って、本規約を承認の上、G zブレインに対して本件サービスの申し込みをなし、G zブレインより承認を得た法人をいうものとします。

## 第3条 (入会手続)

本件サービスの提供を受けようとする者 (以下「入会希望者」といいます) は、G zブレイン所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ申込みものとします。G zブレインが当該申込みを承認した場合には、入会希望者にその旨連絡するものとし、G zブレインの当該承認により、入会希望者は本件サービスの会員となるものとします。

- 2 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、G zブレイン所定の方法により速やかに変更の届出をしなければなりません。

## 第4条 (本件サービス)

G zブレインは会員に対し、G zブレインが著作・編集・制作する後記のゲームソフトウェア関連情報 (週間・月間・半期・年間・年度毎に集計等されるデータ、以下「本件情報」といいます) を、一週間に一度 (毎週水曜日)、電子メールで送信 (エクセルファイルを添付) することにより提供するものとします。但し、当該提供日が年末年始の休日、土日祝祭日、又はG zブレインの休業日にあたる場合には、翌営業日に提供するものとします。

- ① ゲームソフト売上 TOP50 ランキングデータ (消化率付)
- ② ハード別売上データ
- ③ ハード別ソフト売上データ
- ④ 市場規模データ
- ⑤ ファミ通データ協力店による販売状況コメント

## 第5条 (オプションサービス)

会員は、前条に記載する本件サービスのほか、別途G zブレイン所定の方法により申

込みをした場合には、オプションサービス（以下「オプションサービス」といいます）を受けることが出来るものとします。

- 2 前項のオプションサービスの提供条件（オプションサービスのサービス料の支払いに関するものを含む）については、別途G zブレインと会員間で取り決めるものとします。

#### 第6条（サービス料）

本件サービスの対価（本規約第5条のオプションサービスに関するサービス料を除く、以下「サービス料」といいます）は、1カ月あたり金28,571円（消費税別）とします。

- 2 会員はG zブレインに対し、本件サービスへの入会時においては、本規約第3条第1項の入会承認後本件サービスが開始された日の属する月の翌月末日までに、本件サービスの更新時においては、更新後最初に本件サービスの提供を受けた日の属する月の翌月末日までに、1年分のサービス料（計金342,852円）を一括前払いにて、G zブレイン指定の金融機関の口座（みずほ銀行 飯田橋支店、普通預金口座、口座番号：2368961、名義人：株式会社KADOKAWA）宛て送金することにより支払うものとします。但し、支払いに要する費用は会員の負担とします。
- 3 G zブレインは、本規約第12条第2項及び同第14条第4項の場合を除き、理由の如何を問わず、サービス料の減額・返還はしないものとします。

#### 第7条（権利帰属）

会員は、「本件情報」がG zブレインの著作・編集・制作にかかる独自の著作物であること、並びに当該情報に関する著作権その他の知的財産権は全てG zブレインに帰属することを確認し、その著作物性及び権利帰属について争わないものとします。

#### 第8条（会員の義務）

会員は、本規約に定める一切の義務を誠実に履行するものとします。

- 2 会員は、本件サービスの利用に必要な通信設備等の維持・管理を、自己の責任と負担（通信費及びプロバイダーの接続料等の負担を含む）にて行なうものとします。
- 3 会員は、「本件情報」を自己の営業（新規事業の企画、市場動向の調査等）の為にのみ使用するものとし、他の目的に使用しないものとします。また、会員は、G zブレインの事前の書面による承諾を得ることなく、「本件情報」を第三者に開示・漏洩しないものとします。
- 4 前項の為に使用する場合であっても、会員は、「本件情報」の全部又は一部を問わず、改変、翻訳、翻案、改竄、販売、頒布、公衆送信（自動公衆送信可能化を含む）等し、若しくは有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・開示することは出来ないものとします。
- 5 会員は、本件サービスの利用にあたり、次の行為を行なってはならないものとします。
  - ① G zブレインの名誉・信用を毀損する行為
  - ② 本件サービスのシステムに損害を与え、またはその運営を妨げる行為

- ③ 有償であると無償であるを問わず、本件サービスと類似する情報提供・配信行為
  - ④ 法令・法律に違反し、または違反する恐れのある行為
- 6 会員は、本規約から生じる権利及び本規約上の地位を第三者に譲渡・承継させ、若しくは担保に供してはならないものとします。
- 7 会員が本条の義務に違反したことにより、G z ブレインに損害が生じた場合、当該会員はG z ブレインに対し、その損害を全額賠償するものとします。

#### 第9条（秘密保持）

会員は、「本件情報」及び本件サービスの利用に際して知り得たG z ブレインの営業上、技術上及びその他の機密情報を、本規約第8条第3項の目的以外に使用し、あるいは事前にG z ブレインの書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩等しないものとします。但し、以下の情報については、この限りではありません。

- ① 知得した時点で既に公知の情報、または知得後に会員の責めによらずして公知となった情報
  - ② 知得時点で既に会員が保有している情報
  - ③ 会員が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - ④ 法律、規則、政府ないしは裁判所の命令により開示を義務づけられた情報
- 2 会員は、理由の如何を問わず、本件サービス終了後においても、本条第1項の義務を負うものとします。

#### 第10条（本件サービスの停止等）

G z ブレインは、会員が以下の各号のいずれかに該当する場合には、本件サービスを停止し、又は会員資格を取り消すことがあります。

- ① 本件サービスの申込みに際して虚偽の事項を申し出たことが判明したとき
  - ② G z ブレイン、他の会員、その他の第三者に損害を与え、又は与える恐れのある行為をしたとき
  - ③ サービス料の支払いを怠ったとき
  - ④ 本規約に違反したとき
  - ⑤ その他、G z ブレインが会員としてふさわしくないと判断したとき
- 2 G z ブレインは、前項により本件サービスの停止又は会員資格の取消しをするときは、G z ブレイン所定の方法により会員に事前に通知します。但し、違反の程度が特に甚だしく、本件サービスの健全な維持・運営の為に前項の処分をすることが緊急を要する場合にはこの限りではありません。
- 3 G z ブレインにより本件サービスが停止され、又は会員資格が取り消された場合、会員は、G z ブレインに対して負担する債務につき期限の利益を喪失するものとし、直ちに当該債務全額を支払うものとします。

#### 第11条（本件サービスの中止・中断）

G z ブレインは、以下の場合には、本件サービスの提供を中止・中断出来るものとし

ます。

- ① G zブレインのサービス用設備及び／又はシステム等の保守・点検をする為に必要であるとき
  - ② 天災、戦争、停電、通信事業者の設備障害等G zブレインの責に帰すことの出来ない事由により本件サービスの提供が出来ないとき
  - ③ その他G zブレインが必要であると判断したとき
- 2 G zブレインは、前項の規定により本件サービスの提供を中止・中断する場合には、中止・中断日の1カ月前までにG zブレイン所定の方法により、その旨を会員に通知するものとします。但し、緊急止むを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第12条（本件サービスの廃止）

G zブレインは、営業上の理由若しくはその他の理由により、本件サービスを廃止することが出来るものとします。この場合、G zブレインは会員に対し、当該廃止日の1カ月前までにG zブレイン所定の方法により、その旨通知するものとします。

- 2 本件サービスの廃止に際し、G zブレインが本件サービスの廃止日以降のサービス料につき、会員から前払いを受けている場合には、G zブレインは当該会員に対し、当該廃止日以降のサービス料を月割りにて返金するものとします。この場合の返金に要する費用は、G zブレインの負担とします。

#### 第13条（期間）

本件サービスの期間は、本規約第3条第1項により入会希望者が本件サービスの会員となった日から1年間とし、会員がG zブレイン所定の方法により退会手続きをしない限り、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第14条（規約の変更）

本規約は、G zブレインにより、会員の承諾を得ることなく変更されることがあります。この場合、G zブレインは会員に対し、G zブレイン所定の方法により当該変更について通知するものとし、変更後の本件サービスの利用条件は、変更後の規約によるものとします。

- 2 変更後の規約は、変更の時点から効力を生じるものとします。
- 3 変更後の規約に同意することの出来ない会員は、G zブレイン所定の方法により退会することが出来ます。
- 4 前項の退会に際し、G zブレインが当該退会受理日以降のサービス料につき、会員から前払いを受けている場合には、G zブレインは当該会員に対し、当該退会受理日以降のサービス料を月割りにて返金するものとします。この場合の返金に要する費用は、会員の負担とします。

#### 第15条（退会）

会員が本件サービスを退会しようとする場合には、退会を希望する日の1カ月前まで

に、G zブレイン所定の退会手続きをとるものとします。

- 2 前項の場合、会員は、G zブレインが退会届を受理した日をもって退会したものとします。

#### 第16条（G zブレインの免責）

G zブレインは、理由の如何を問わず、本件サービスの提供が遅滞・遅延し、又は中止・中断したこと等により会員に生じた損害については、一切賠償の責を負わないものとします。

- 2 G zブレインは、「本件情報」の正確性、特定の目的への適合性等については一切保証しないものとし、会員は当該情報を自己の責任と負担にて使用するものとします。
- 3 本規約に違反したことによるG zブレインの会員に対する責任は、G zブレインが当該会員から受領した1年分のサービス料の金額を上限とします。

#### 第17条（合意管轄）

本件サービスの利用に関して、G zブレインと会員間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

